

東京都島嶼町村一部事務組合一般職非常勤職員
(会計管理業務兼施設運營業務) 任用試験募集要項

平成 29 年 12 月 1 日
東京都島嶼町村一部事務組合事務局

1 募集職種・受験資格等

職 種	受 験 資 格	必要な資格・免許等	採用予 定人員
一 般 職 非 常 勤	年齢不問 ただし、日本国籍を有する者に限る。	民間企業等における会計 管理業務の職務経験があ る者、若しくはそれと同 等程度の知識がある者	1 人

※受験資格の有無、申込書記載事項等について、以下の事項をよく読んだ上で申し込んでください。
※申込書記載事項に虚偽があると、一般職非常勤職員として任用される資格を失う場合があります。

<要 件>

- ・地方公務員法第 16 条の欠格事項 (※) に該当しない人 (4 ページ参照)

※民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされている準禁治産者を含む。

2 試験の日程・方法

(1) 第 1 次試験

方 法	書類選考 ※応募書類に基づき、資格、経験等により事務局が書類選考します。
第 1 次試験 合 否	書類選考後、平成 30 年 1 月中旬に第 1 次試験の可否を受験者全員に郵送通知 します。

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験 (書類選考) 合格者に対して、次のとおり行います。

日 時	平成 30 年 2 月 3 日 (土) ※時間については別途通知
場 所	東京都港区海岸 1 丁目 4 番 15 号 島嶼会館 2 階 会議室
試験内容	口述試験 (個別面接) 30 分程度/1 人

※最終学歴の卒業証明書 (1 部) を、第 2 次試験の際に提出していただきますので、指定の時期に提出できるよう用意しておいてください。

※第 2 次試験の結果については、第 2 次試験受験者全員に郵送通知します。

3 合格者の決定

最終合格者については、受験資格の確認後、第1次試験（書類選考）及び第2次試験（口述試験）の結果を総合的に判断し、平成30年2月中旬頃に決定します。なお、合否にかかわらず試験成績（得点及び順位）の発表・通知は行いません。

4 任用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- (注) 1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。
- 2 期間を定めた任用であり、平成31年4月1日以降の任用を保証するものではありません。

5 任用時期

任用は、原則として平成30年4月1日となります。ただし、欠員状況等によっては、平成30年4月1日より前に任用される場合もあります。

6 職務内容及び勤務地

主として、会計管理業務兼施設運營業務に従事します。勤務地は、原則として、東京都島嶼町村一部事務組合事務局（東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館2階）となります。

7 報酬額

報酬額	有資格者	月額 206,300 円
	その他	月額 180,000 円

- (注) 1 この報酬額は、東京都島嶼町村一部事務組合一職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則により定められた額となります。
- 2 有資格者とは、日本商工会議所及び各地商工会議所主催簿記検定試験2級程度の資格、若しくは同等程度の職務経験を有する者を言います。
- 3 任用前に報酬額の改定等があった場合は、その定めるところによります。
- 4 上記のほか、通勤手当が支給されます（扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等は支給されません。）

8 勤務条件

勤務日数	月 16 日
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩時間：正午から午後 1 時）
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
有給休暇等	初年度 11 日（4 月 1 日任用の場合） 2 年度目以降、在職期間 2 年:12 日、3 年:14 日、4 年:16 日、5 年:18 日 その他特別休暇制度有

(注) この勤務条件は、平成 29 年 12 月 1 日現在のものです。

9 社会保険

社会保険	健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険）、厚生年金保険、雇用保険を適用
------	-------------------------------------

10 受験手続

(1) 申込書の配布

- ① 期間：平成29年12月11日（月）～平成30年1月12日（金）
午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、土日、祝日を除く。）

② 配布方法

東京都島嶼町村一部事務組合総務課（東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館2階）

(2) 申込方法

所定の提出書類をそろえて、下記の方法により申し込んでください。

郵送申込 （簡易書留で郵送 してください。）	あて先：〒105-0022 東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館2階 東京都島嶼町村一部事務組合総務課「採用試験担当」 期間：平成30年1月15日（月）※必着
持参申込	場 所：島嶼会館2階 東京都島嶼町村一部事務組合総務課 期間：平成29年12月11日（月）～平成30年1月15日（月） 午前9時30分から午後4時30分（ただし、土日祝日を除く。）
第1次試験の合否	平成30年1月中旬

※1月下旬までに第1次試験の合否の連絡がない場合には、必ずお問合せください。

問合せ先：東京都島嶼町村一部事務組合総務課 Tel 03-3432-4961

(3) 提出書類

受験申込みの際に次の①から②の所定の書類を提出してください。

①試験申込書 (1部)	必要事項を記入して、②③とともに、提出してください。
②履歴書(1部)	必要事項を記入して、写真を貼付してください。 ※写真は、上半身脱帽正面で最近6か月以内に撮影したもの 縦35mm×横30mm（白黒、カラーどちらでも可）写真の裏に氏名を明記 してください。
③返信用封筒（受 験結果送付用 (1部)	<u>定型の封筒</u> に受験者のあて先（住所・受験者名）を記入し、それぞれ <u>392 円分の切手を貼って、1部提出</u> してください。 ※第1次試験の結果を簡易書留で受験者あて郵送します。

※書類の不備により上記期間内に申込みができなかった場合は、第1次試験の受験対象とすることができませんので、十分注意の上、手続きをしてください。

11 その他

- (1) 原則として、提出された書類は返却いたしません。
(2) 任用試験申込書の記載事項等に変更が生じたときは、直ちに総務課までご連絡ください。

(参考)

地方公務法第 16 条の欠格条項により職員となることができない者

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当組合員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者